

令和元年 台風19号被害に係わる 労働法制の特例追加情報 ②

「雇用調整助成金」の特例措置の追加実施

「雇用調整助成金」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成されるもの。

【特例措置の追加情報】

(台風19号の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主が対象)

休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じる。

① 休業(教育訓練、出向は除く)を実施した場合の助成率を引き上げる。

【中小企業】2/3 ⇒ 4/5 【大企業】1/2 ⇒ 2/3

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象)

② 支給限度日数を延長

「1年間で100日」⇒ 「1年間で300日」

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、

ア前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、

イ通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能。

【既に実施している特例措置】

⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能。

⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮。

⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象。

●台風に伴う「経済上の理由」とは

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たらないが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となる。

(経済上の理由例)

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【本文書のお問い合わせ】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細は労働局確認が必要となりますので、**連合福島(024-522-0500)**まで連絡をお願いします。